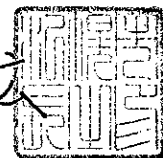


札幌市副市長の事務分担及び市長職務代理に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月29日

札幌市長 秋元克広



札幌市規則第13号

札幌市副市長の事務分担及び市長職務代理に関する規則の一部を改正する規則

札幌市副市長の事務分担及び市長職務代理に関する規則（平成13年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表町田隆敏副市長の項及び石川敏也副市長の項を次のように改める。

町田隆敏 副市長	(1) 「不安なく健康やかに暮らせる街」の実現に関する事。 (2) 「未来の担い手が希望を抱いて自分を磨ける街」の実現に関する事。	(1) 危機管理局、総務局、保健福祉局、子ども未来局及び消防局に属する事務 (2) 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会に関する事務	(1) 健康寿命延伸の取組の推進 (2) GX（グリーントランスフォーメーション）の推進 (3) 複合的な福祉課題への対応 (4) 労使双方と連携した雇用・労働課題への対応 (5) ポップカルチャーを用いた街の魅力向上
石川敏也 副市長	(1) 「誰もが自分らしく活躍でき	(1) デジタル戦略推進局、財政	(1) DX（デジタル・トランスフォーメーション）

	<p>る持続可能な街」の実現に関すること。</p> <p>(2) 「経済が活性化し社会が潤う街」の実現に関すること。</p>	<p>局、スポーツ局、経済観光局、環境局、病院局及び会計室に属する事務</p> <p>(2) 農業委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事務</p>	<p>による行政サービスの高度化</p> <p>(2) ゼロカーボン都市の実現に向けた取組の推進</p> <p>(3) 地域経済を支える人材の確保・育成</p> <p>(4) スポーツによるまちづくりの推進</p> <p>(5) バランスを重視した財政運営の推進</p>
--	--	---	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。